【宿直\_様式②】

疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局　　行　　送付方法：メール、ＦＡＸ又は郵送

メールアドレス：ehime-ryoko2@bsec.jp

**ＦＡＸ番号：０８９－９１３－０３２１**　　(番号間違いにご注意ください)

送付先住所：〒７９０－０００１愛媛県松山市一番町4丁目1-1大樹生命ビル7階　疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局

**「疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局」参画申込書 兼 同意書**

私は、以下の内容について同意し、「疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局」に参画します。

（１）「疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局割」の内容を理解し、適切に宿泊代金の割引やクーポンの配布等を行います。

（２）県が別途定める「疲れたら、愛媛。新みきゃん割事務局」実施要領に従います。

（３）県が指定する宿泊台帳又は指定する内容、方法により宿泊実績等を管理します。

※月毎の宿泊割引実績（宿泊施設直接販売対象施設）・えひめぐりクーポン配布実績（全参画施設）を専用ホームページにて所定の実績報告用エクセルデータで実績報告を行います。

※宿泊者が宿泊割引の適用、クーポンを受け取る際には必ず宿泊証明書を手交し利用月の翌月の7日までに事務局に

発送します。また手交した宿泊証明書の内容に不備がある際は適切に対処いたします。

（４）商品の販売に際しては、本事業が県の補助を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業の割引適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにします。

（５）業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。

（６）感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表します。

（７）チェックインに際しては直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施します。

（８）旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとります。

（９）宿泊施設において従業員に感染者が出た場合や、宿泊施設を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。

（10）本事業を積極的に広報します。

（11）対象商品の販売に際しては、県が預託するクーポンに有効期間を記載し、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切、厳重（金庫等）に管理します。事業終了後は未使用クーポンを事務局に返却します。

（12）旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行います。

（13）対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売をしません。

（14）対象商品の販売終了後、対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期を事務局に報告します。

（15）事務局が求める販売計画及び実績等の報告を行います。

（16）事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力します。

（17）対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。

（18）本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにします。

（19）本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から５年間保管します。

（20）参画者等（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）は、暴力団（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第36号）第２条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しません。

令和　　年　　 月　　 日

参画申込する宿泊事業者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名（法人名等） |  | 所在地 |  |
| 代表者名 | （職）　　　　　　　　　　　　　（氏名） |